

コロナショックの帰結は「第三次世界大戦」の戦時経済回帰 －市場メカニズム低下と政府機能拡大で全体主義も

岡三グローバル・リサーチ・センター理事長
エグゼクティブエコノミスト 高田 創

■戦時経済のように政府機能を重視した局面に

■3月の市場の恐慌状態はマルクス経済学的に説明すれば、資本主義の破壊

コロナショックで 意図せざる戦時経済化へ

今週、当TODAY (4/1) では、コロナショックとされる次元に深刻化したなか、緊急提言の第2弾とした提言を行った。ポイントは、第1は資産デフレに再び戻ることを回避する政府・当局の強いメッセージ。第2は国全体に資本を供給させる政府支援の仕組みだ。以上の状況は、結局、戦時経済のように政府機能を重視した局面にあることを意味する。具体的には、政府が資本をあまねく供給すれば極端な場合、一時的な国有化につながる。また、市場機能が低下したなかでの政府の対応は戦時下の「配給」のような仕組みになる。都知事の発言から3月末にスーパーに消費者が駆け込むような状況や、「買い占め」を防ぐために「配給」のような選択肢も夢物語ではなくなる。

コロナショックの「見えざる恐怖」が 「見えざる手」を断絶、資本主義の破壊

筆者は当TODAYで、コロナショックで市場機能が殺されているとして議論してきた。アダムスミスは代表的著作である『国富論』のなかで「見えざる手」による市場メカニズムを通じた公益の増大を主張したが、今回の「コロナ版ディスインターメディアーション」は「見えざる恐怖」による「見えざる手」の機能の否定だ。同時に、「ナイトの不確実性」から生じる恐怖に伴うリスクプレミアム拡大は取引主体の情報非対称性を強め、信用の断絶を招いてしまう。「見えざる恐怖」が「見えざる手」のもたらす市場メカニズムを毀損させる恐怖であり、3月に世界中が怯えた市場の恐慌状態はマルクス経済学的に説明すれば、資本主義の破壊でもある。しかも、こうした状況で自由に任せれば、買い溜め・買い占めが生じるだけに「配給」で政府機能を活用するのが戦時経済である。

コロナショックで国家管理に

コロナショックの本質は資本問題であり、その対応には政府がリスクを丸抱えする姿勢が重要とした。そうした環境で行きつくところは、政府自らが株主になって支える一時国有化を意味する。戦時体制も政府が戦争遂行のために資源を総動員させることによる国有企業化・国策企業化を意味していた。そもそも、政府が市民の外出や行動に制限をかけることは戦時体制や戒厳令といった危機的状況でのみみられる現象でもある。こうした行動が今日の自由主義の国々でも生じていることが今回の特徴ともいえる。日本の改正新型インフルエンザ対策特別措置法に基づく緊急事態宣言などでの私権制限も、ある意味で戦時経済の側面をもつ。今回の世界規模での感染症との戦いは目に「見えない敵との戦争」との認識が世界中で共有された状況にある。それだけに、各国でも軍隊の組織や軍に関係した発想に沿った対応が行われている。日本の場合、憲法上軍隊を保有しないなかでの危機対応上の発想の難しさを抱えており、今後の危機対応上の課題となるだろう。

■ 軍隊不保持の日本は危機対応上の課題も抱える

歴史上、世界大恐慌のあと 全体主義国家の台頭に

今回のコロナショックでは、最初の感染は中国の武漢が震源地となり大きな被害が出たが、その後、中国では徹底した感染症封じ込めが行われ、その成果も相応に生じていると伝えられる。もし、こうした報道が正しいとすれば、コロナショックのような危機に対しては戦時体制での遂行力が問われるだけに、効率的対応は中国のような共産主義体制の方がやりやすいとの見方も生じうる。中国は今日、アプリで個人ごとの感染の度合いを把握する管理システムを運用しているとされるが、そうした徹底した管理体制は中国ならではの。しかもそうした管理を今日のIT技術が可能としている。

■ 共産主義体制の方が効率的対応が行いやすいとの見方も

歴史を振り返れば、1930年代の世界大恐慌が生じたなかで最も早く立ち直りを示したのは、全体主義での戦時経済体制を築いた当時のソ連とナチスドイツであったとされる。今回のようなコロナショックとされる世界的な感染症という「見えない敵との戦い」において、本来、自由主義の欧米でも、戦時体制的な全体主義的方向になし崩し的に向かいつつある。

映画『2012』再び、 「ノアの箱舟」は今日の中国か

先月、当TODAY (3/12) では筆者が今から約10年前に見た2009年作の米国映画『2012』を紹介した。古代マヤ人が

■中国が影響力を拡大するか
大きな注目点となろう

■3四半世紀の平和の時代を
経て、コロナ戦争が勃発、
世界秩序が変化する可能性

が2012年に予想した人類滅亡に関する仮説をもとに製作されたもので、先進諸国が「ノアの箱舟」を建造して人類の滅亡から逃れる筋書きだ。同映画ではノアの箱舟は中国で建造され、リーマンショックの世界危機を「4兆円対策」とされた大規模経済対策で世界を救った当時の中国のパワーを暗示させた。2008年の世界危機では中国が大きく需要を作り出し、中国を筆頭にG20の存在感の高まりに向け大きな転機となった。今回も中国が戦時体制先進国の特権から再び、焼け野原となった世界に向けて第二次大戦後のマーシャルプランのようにして影響力を拡大するかが大きな注目点だ。すでに、中国が「コロナ版医療のマーシャルプラン」を世界に提供するとの観測も生じている。その場合、コロナショック後の「新常态」は地政学的にも大きな転換が生じる可能性もあるだろう。

「第三次世界大戦」、 第二次大戦後3四半世紀の太平の眠りを 覚ますコロナ戦争、新たな戦後秩序は

今年2020年は1945年の第二次世界大戦から75年、3四半世紀の年だ。人類の歴史を遡って3四半世紀も世界規模での戦争がなかった平和の時代はなかった。そうしたなか、軍事経済の発想を世界の多くの国々で失っていたなかでの「コロナ戦争」の勃発だ。「第三次世界大戦」とも言える「コロナ戦争」の後の新たな戦後秩序はどのようなものになるかが問われる局面でもある。

また、今週の当TODAY（4/1）では緊急提言として政府が資本を金融機関経由で供給するファンド設置を挙げた。ここでは既存企業の支援と同時に新たな産業構造転換を促すことも必要でこれも戦後の「新常态」となる。

重要な注意事項

免責事項

- ・本レポートは、投資判断の参考となる情報提供のみを目的として作成されたものであり、個々の投資家の特定の投資目的、または要望を考慮しているものではありません。また、本レポート中の記載内容、数値、図表等は、本レポート作成時点のものであり、事前の連絡なしに変更される場合があります。なお、本レポートに記載されたいかなる内容も、将来の投資収益を示唆あるいは保証するものではありません。投資に関する最終決定は投資家ご自身の判断と責任でなされるようお願いいたします。
- ・本レポートは、岡三証券が信頼できると判断した情報源からの情報に基づいて作成されたものですが、その情報の正確性、安全性を保証するものではありません。企業が過去の業績を訂正する等により、過去に言及した数値等を修正することがありますが、岡三証券がその責を負うものではありません。
- ・岡三証券及びその関係会社、役職員が、本レポートに記載されている有価証券について、自己売買または委託売買取引を行う場合があります。岡三証券の大量保有報告書の提出状況については、岡三証券のホームページ(<http://www.okasan.co.jp/>)をご参照ください。

地域別の開示事項

日本:

○金融商品は、個別の金融商品ごとに、ご負担いただく手数料等の費用やリスクの内容や性質が異なります。金融商品取引のご契約にあたっては、あらかじめ当該契約の「契約締結前交付書面」(もしくは目論見書及びその補完書面)または「上場有価証券等書面」の内容を十分にお読みいただき、ご理解いただいたうえでご契約ください。

<有価証券や金銭のお預りについて>

株式、優先出資証券等を当社の口座へお預けになる場合は、1年間に3,300円(税込み)の口座管理料をいただきます。加えて外国証券をお預けの場合には、1年間に3,300円(税込み)の口座管理料をいただきます。ただし、当社が定める条件を満たした場合は当該口座管理料を無料といたします。

なお、上記以外の有価証券や金銭のお預りについては料金をいただきません。さらに、証券保管振替機構を通じて他社へ株式等を口座振替する場合には、口座振替する数量に応じて、1銘柄あたり6,600円(税込み)を上限として口座振替手数料をいただきます。

お取引にあたっては「金銭・有価証券の預託、記帳及び振替に関する契約のご説明」の内容を十分にお読みいただき、ご理解いただいたうえでご契約ください。

<株式>

- ・株式の売買取引には、約定代金(単価×数量)に対し、最大1.265%(税込み)(手数料金額が2,750円を下回った場合は2,750円(税込み))の売買手数料をいただきます。ただし、株式累積投資は一律1.265%(税込み)の売買手数料となります。国内株式を募集等により購入いただく場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。
- ・外国株式の海外委託取引には、約定代金に対し、最大1.375%(税込み)の売買手数料をいただきます。外国株式の国内店頭(仕切り)取引では、お客様の購入および売却の単価を当社が提示します。この場合、約定代金に対し、別途の手数料および諸費用はかかりません。
- ※外国証券の外国取引にあたっては、外国金融商品市場等における売買手数料および公租公課その他の賦課金が発生します(外国取引に係る現地諸費用の額は、その時々々の市場状況、現地情勢等に応じて決定されますので、その合計金額等をあらかじめ記載することはできません)。外国株式を募集等により購入いただく場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。
- ・株式は、株式相場、金利水準、為替相場、不動産相場、商品相場等の変動による株価の変動によって損失が生じるおそれがあります。
- ・株式は、発行体やその他の者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により、株価が変動することによって損失が生じるおそれがあります。
- ・また、外国株式については、為替相場の変動によって、売却後に円換算した場合の額が下落することによって損失が生じるおそれがあります。

<債券>

- ・債券を募集・売出し等により、または当社との相対取引により購入いただく場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。
- ・債券は、金利水準、株式相場、為替相場、不動産相場、商品相場等の変動による債券価格の変動によって損失が生じるおそれがあります。
- ・債券は、発行体やその他の者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により、債券価格が変動することによって損失が発生するおそれがあり、また、元本や利子の支払いの停滞もしくは支払い不能の発生または特約による元本の削減等のおそれがあります。
- ・金融機関が発行する債券は、信用状況の悪化により本拠所在地国の破綻処理制度が適用され、債権順位に従って元本や利子の削減や株式への転換等が行われる可能性があります。ただし、適用される制度は発行体の本拠所在地国により異なり、また今後変更される可能性があります。

<個人向け国債>

- ・個人向け国債を募集により購入いただく場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。個人向け国債を中途換金する際は、次の計算によって算出される中途換金調整額が、売却される額面金額に経過利子を加えた金額より差し引かれます(直前2回分の各利子(税引前)相当額×0.79685)。
- ・個人向け国債は、安全性の高い金融商品ですが、発行体である日本国政府の信用状況の悪化等により、元本や利子の支払いが滞ったり、支払い不能が生じるおそれがあります。

<転換社債型新株予約権付社債(転換社債)>

国内市場上場転換社債の売買取引には、約定代金に対し、最大1.10%(税込み)(手数料金額が2,750円を下回った場合は2,750円(税込み))の売買手数料をいただきます。転換社債を募集等によりご購入いただく場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。転換社債は転換もしくは新株予約権の行使対象株式の価格下落や金利変動等による転換社債価格の下落により損失が生じるおそれがあります。また、外貨建て転換社債は、為替相場の変動等により損失が生じるおそれがあります。

<投資信託>

- ・投資信託のお申込みにあたっては、銘柄ごとに設定された費用をご負担いただきます。
お申込時に直接ご負担いただく費用:お申込手数料(お申込金額に対して最大3.85%(税込み))
保有期間中に間接的にご負担いただく費用:信託報酬(信託財産の純資産総額に対して最大年率2.254%(税込み))
換金時に直接ご負担いただく費用:信託財産留保金(換金時に適用される基準価額に対して最大0.5%)
その他の費用:監査報酬、有価証券等の売買にかかる手数料、資産を外国で保管する場合の費用等が必要となり、商品ごとに費用は異なります。お客様にご負担いただく費用の総額は、投資信託を保有される期間等に応じて異なりますので、記載することができません(外国投資信託の場合も同様です)。
- ・投資信託は、国内外の株式や債券等の金融商品に投資する商品ですので、株式相場、金利水準、為替相場、不動産相場、商品相場等の変動による、対象組入れ有価証券の価格の変動によって基準価額が下落することにより、損失が生じるおそれがあります。
- ・投資信託は、組入れた有価証券の発行者(或いは、受益証券に対する保証が付いている場合はその保証会社)の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等による、対象組入れ有価証券の価格の変動によって基準価額が変動することにより、損失が生じるおそれがあります。
- ・上記記載の手数料等の費用の最大値は、今後変更される場合があります。

<信用取引>

信用取引には、約定代金に対し、最大1.265%(税込み)(手数料金額が2,750円を下回った場合は2,750円(税込み))の売買手数料、管理費および権利処理手数料をいただきます。また、買付けの場合、買付代金に対する金利を、売付けの場合、売付株券等に対する貸株料および品貸料をいただきます。委託証拠金は、売買代金の30%以上で、かつ300万円以上の額が必要です。信用取引では、委託証拠金の約3.3倍までのお取引を行うことができるため、株価の変動により委託証拠金の額を上回る損失が生じるおそれがあります。

- 自然災害等不測の事態により金融商品取引市場が取引を行えない場合は売買執行が行えないことがあります。
- 2037年12月までの間、復興特別所得税として、源泉徴収に係る所得税額に対して2.1%の付加税が課税されます。

岡三証券株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第53号

加入協会:日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会

香港における本レポートの配布:

本レポートは、香港証券先物委員会(SFC)の監督下にある岡三国際(亜洲)有限公司によって、SFCに規定される適格機関投資家(PI)に配信されたものです。本レポートに関するお問い合わせは岡三国際(亜洲)有限公司にお願いします。

米国内における本レポートの配布:

本レポートは岡三証券が作成したものであり、1934年米国証券取引所法に基づく規則15a-6に規定される米国主要機関投資家のみには配信されたものです。岡三証券は、米国内における登録業者ではないため、米国居住者に対しローカー業務を行いません。本レポートで言及されている銘柄の売買注文は、アーバック・グレイソン社を通して行いたします。

なお、本レポートは、受領者及びその従業員が使用することを目的として配信しております。

さらに、本レポートのアナリストは米国で活動をしていないため、米国のリサーチ・アナリストとして登録されておらず、資格も有していません。また、当該アナリストは、アーバック・グレイソン社または他の業者の関係者ではありません。したがって、当該アナリストは、米国金融規制機構(FINRA)規則の適用の対象ではありません。

その他の地域における本レポートの配布:

本レポートは参照情報の提供のみを目的としており、投資勧誘を目的としたものではありません。

本レポートの受領者は、自身の投資リスクを考慮し、各国の法令、規則及びルール等の適用を受ける可能性があることに注意をする必要があります。

地域によっては、本レポートの配布は法律もしくは規則によって禁じられております。本レポートは、配布や発行、使用等を行うことが法律に反したり、岡三証券に何らかの登録やライセンスの取得が要求される国や地域における国民や居住者に対する配布、使用等を目的としたものではありません。

※本レポートは、岡三証券が発行するものです。本レポートの著作権は岡三証券に帰属し、その目的いかんを問わず無断で本レポートを複写、複製、配布することを禁じます。

(2020年1月改訂)